

[事案 2024-202] 入院一時金支払請求

・令和7年3月13日 裁定打ち切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院一時金が支払われなかったことを不服として、入院一時給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年4月に睡眠時無呼吸症候群により入院したため、令和5年11月に契約した終身医療保険にもとづき入院一時金を請求したところ、重大事由が判明したとして契約が解除された。しかし、検査入院でも1日入院でも入院一時金が支払われるとの説明があり契約したことから、入院一時金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、当社を含め10社との間で医療保険を契約し、入院一時金の総額は150万円、入院給付金日額の総額は約4万円となっている。
- (2) このほか、保険契約の集中加入の程度、保険料の金額、入院の原因、契約から初診日までの期間、契約締結前後の事情から、他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する場合に該当する。
- (3) 加えて、申立人が契約締結時において、将来的に入院給付金等を不正取得しようとする目的があったことは明らかである。
- (4) 上記事情にもとづけば、申立人において、当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする事情があったことから、重大事由が存在し、約款にもとづく本契約の解除は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由による解除が有効か否かを判断するためには、本契約および他社の保険の加入の経緯・動機、契約者が支払う保険料の合計額、加入当時の契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金があればその妥当性、被保険者の病状、入院の妥当性などを総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、厳密な証拠調手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、場合によっては医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性がある。
- (3) しかしながら、裁判外紛争解決機関である裁定審査会は、厳密な証拠調手続や、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、第三者に対する尋問手続を有しておらず、裁定審査会において裁定を行うことは適当でないと判断する。